

森林環境税

県民税均等割額に下記の額を上乗せ(超過課税)して納めていただきます。

個人

年額 500円

- 県内に住所がある方^{*1}
- 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方^{*1}

法人

均等割額の5%^{*2}

- 県内に事務所、事業所、寮等をもっている法人等

*1 次の方には課税されません。

● 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

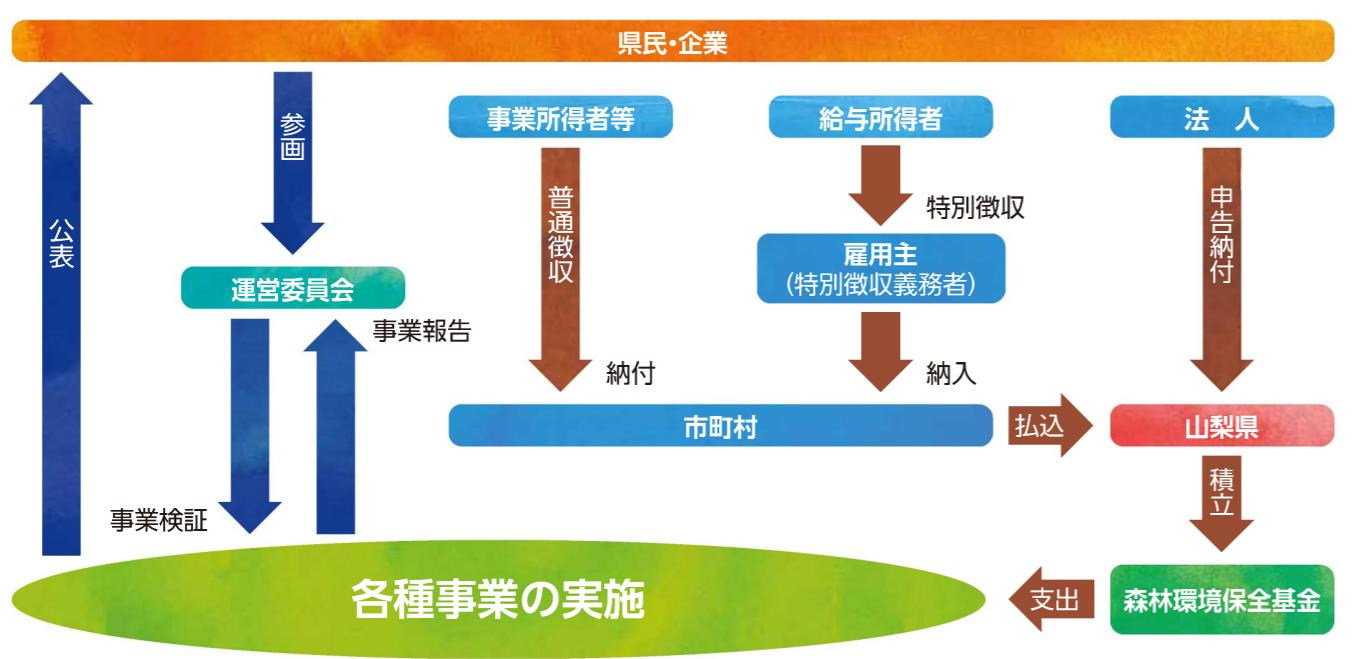
● 前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方

● 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

*2 平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税対象となります。

森林環境税の仕組み

下記の図は森林環境税による事業の流れを示しています。



●個人の方については個人県民税として、法人等については法人県民税として納めていただきます。

●森林環境税による収入は、森林環境保全基金へ積み立て、透明性を確保します。

●運営委員会を設置し、事業の検証を行い、広く意見を反映できる仕組みとします。

お問い合わせ

税を活用した事業について

山梨県庁森林環境部森林環境総務課 055-223-1634

中北林務環境事務所 0551-23-3089

峡東林務環境事務所 0553-20-2722

峡南林務環境事務所 055-240-4168

富士・東部林務環境事務所 0554-45-7813

税の仕組みについて

山梨県庁総務部税務課 055-223-1387

やまなし森づくり

検索



山梨の77.8%を覆う森林

は、山梨に降りそそぐ光と水を

受け止め、私たちの暮らしを支えています。

山梨の森林を健全な姿で未来に引き継ぐための新たな

取り組みに、森林環境税は役立てられています。



森林環境税を使った取り組み